② 親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④ 既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者

⑤ 営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

別記１　本店所在地及び提出場所

［掲載順序　本店所在地　提出場所］

⑴ 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県　国土交通省東北地方整備局総務部契約課（〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１仙台合同庁舎Ｂ棟（電話022―225―2171））

⑵ 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県　国土交通省関東地方整備局総務部契約課（〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎二号館（電話048―601―3151））

⑶ 新潟県、富山県、石川県及び長野県（長野市、松本市、上田市、須坂市、小諸市、中野市、大町市、飯山市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市及び安曇野市並びに上高井郡、上水内郡、北安曇郡、北佐久郡、下高井郡、下水内郡、小県郡、埴科郡、東筑摩郡及び南佐久郡の町村に限る。）　国土交通省北陸地方整備局総務部契約課（〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１新潟美咲合同庁舎１号館（電話025―370―6647））

⑷ 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び長野県（岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市及び茅野市並びに上伊那郡、木曽郡、下伊那郡及び諏訪郡の町村に限る。）　国土交通省中部地方整備局総務部契約課（〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸２－５－１名古屋合同庁舎第二号館（電話052―953―8138））

⑸ 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県　国土交通省近畿地方整備局総務部契約課（〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44大阪合同庁舎第一号館（電話06―6942―1141））

⑹ 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県　国土交通省中国地方整備局総務部契約課（〒730―8530 広島県広島市中区上八丁堀６－30広島合同庁舎第二号館（電話082―221―9231））

⑺ 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県　国土交通省四国地方整備局総務部契約課（〒760―8554 香川県高松市サンポート３－33高松サンポート合同庁舎（電話087―851―8061））

⑻ 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県　国土交通省九州地方整備局総務部契約課（〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２－10－７福岡第二合同庁舎（電話092―471―6331））

別記２　提出場所

⑴ 国土交通省国土技術政策総合研究所総務部会計課（〒305―0804 茨城県つくば市旭１番地（電話029―864―2211））

⑵ 国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課（〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－２（電話03―5253―8111））

競争参加者の資格に関する公示

国土交通省国土地理院の所掌する測量業務に係る一般競争（指名競争）に参加する者に必要な資格で、令和２年度末を有効期限とするものの申請方法等を次のとおり公示する。

令和２年３月31日

国土交通省国土地理院長　黒川純一良

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　08

１　測量の業務種別

① 基準点測量

② 写真測量

③ 地図調製

④ 地理調査

２　申請の時期及び場所

下記に掲げる提出場所において、随時、持参又は郵送により申請を受け付ける。

提出場所　国土交通省国土地理院総務部契約課調査係（〒305―0811 茨城県つくば市北郷１番（電話029―864―4405））

３　申請の方法

⑴ 申請書の入手方法　「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等)」(以下「申請書」という。)は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。

http://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html

⑵ 申請書の提出方法　申請者（申請者が経常測量共同企業体である場合においては、その代表者。)は、申請書に次に掲げる書類を添付して持参又は郵送により提出するものとする。申請書及び添付書類（以下「申請書類等」という。)の提出部数は各１部とする。

（添付書類）

① 業態調書

② 営業所一覧表

③ 技術者経歴書

④ 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書又はこれの写し

⑤ 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の５の規定による登録を受けていることを証明する書類又はその写し（ただし、測量に関する調査研究のみを希望する場合を除く。）

⑥ 申請者が法人である場合においては、申請する日の直前の事業年度終了日(以下「審査基準日」という。)の直前１年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表。個人である場合においては、審査基準日の直前１年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

⑦ 納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。)別紙第９号書式（その３)又は(その３の２)、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３)又は(その３の３))

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑧ 申請者が共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し

⑨ 申請者が事業協同組合である場合においては、官公需適格組合証明書の写し、事業協同組合役員・組合員名簿等

［注］

(A) 申請者が一般社団法人等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に基づく一般社団法人若しくは一般財団法人又は、公益社団法人若しくは公益財団法人をいう。以下同じ。)であるときは、①、③及び⑤に掲げる書類、②及び⑥に掲げる書類に準ずる書類並びに定款を提出するものとする。

(B) 添付書類は、測量法第55条の８に規定する書類の写しをもって④及び⑤に掲げる書類並びに⑥に掲げる書類又はこれに準ずる書類に代えることができる。

⑶ 申請書等の作成に用いる言語等

① 申請書類等は、日本語で作成するものとする。

② 申請書類等中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載するものとする。